

徳島県農林水産部生産流通課販売・物流支援室管理PR車両貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県産農林水産物をはじめとする徳島県の魅力を全国でPRするため徳島県農林水産部生産流通課販売・物流支援室（以下「県」という。）が管理する車両（以下「PR車両」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(PR車両の指定)

第2条 県が貸付けできるPR車両及びその規格は、別表のとおりとする。

(貸付対象者)

第3条 PR車両は、次に掲げる者に対して貸付けるものとする。

- 一 県内の農林水産業者、農林水産関係団体又は市町村
- 二 県内の六次産業化事業者等の食品関連事業者
- 三 その他県が特に必要と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は貸付けの対象としない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- 二 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる者

(使用目的)

第4条 PR車両は、次に掲げる目的に使用する場合に貸付けるものとする。

- 一 本県産農林水産物等のPRに資する活動を行う場合
- 二 その他、本県の魅力発信に資する目的であって、県が適当と認める活動を行う場合

2 前項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動等に使用する場合には、PR車両の貸出しを行わない。

(借受けの申請)

第5条 PR車両を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用予定日初日の前日から起算して6か月前から1か月前までの間に、PR車両借受申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を県に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県がPR車両の必要性、重要性や予約状況を勘案の上、PR車両の貸付けが可能と判断した場合は、この限りでない。

(貸付けの決定)

第6条 県は、前条の規定に基づく申請があったときは、本要領に基づき必要な審査を行い、申請者がPR車両を借り受ける者（以下「借受者」という。）として、適当と認めた場合は、PR車両の貸付を決定し、PR車両貸付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、賃貸借契約を締結するものとする。

2 複数の申請によりPR車両の使用予定期間が重複した場合は、県がPR車両の使用目的や企画内容等を勘案し、当該期間における借受者を決定するものとする。

(貸付決定の取消し)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、PR車両の貸付けの決定を取り消すとともに契約を解除し、現に使用中であってもその返還を命ずることができる。

- 一 借受者が、正当な理由なく、本要領に違反したとき。
- 二 その他借受者として不相当であると認める事実があったとき。
- 三 自然災害や事故など、県の責めに帰する事由以外の事由によりPR車両の運行に支障が生じたとき。
- 四 災害派遣等その他の事情により、緊急的にPR車両を使用する必要性が生じたとき。
- 五 機材上又は運行上の事情により、PR車両の運行に支障が生じたとき。

(転貸借等の禁止)

第8条 借受者は、PR車両の賃借権を第三者に譲渡し、若しくはPR車両を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(搬送及び清掃)

第9条 借受者がPR車両を使用する場所への当該PR車両の搬入及び搬出並びに使用後の清掃は、県が行うこととする。

- 2 前項に係る経費は借受者の負担とし、第13条に規定する貸付料に含めるものとする。

(法令等の遵守等)

第10条 借受者は、PR車両を使用するときは、食品衛生法（昭和22年法律第23号）等の関係法令及び県の指示事項を遵守すること。

- 2 借受者は、PR車両に係る食品衛生法に基づく飲食店等営業許可又は届出等が必要な場合は、借受者の責任により、自らが営業予定地域の保健所において必要な手続きを行い許認可等を取得すること。ただし、県と共催で実施する場合はこの限りではない。
- 3 借受者は、PR車両の使用に当たって、善良な管理者の注意をもってPR車両の適切な管理に努めなければならない。

(事故等の報告)

第11条 借受者は、PR車両の使用期間中に発生した事故等について、速やかに県に報告するとともに、県の責めに帰する場合を除き、全て借受者の責任において処理するものとする。なお、それらに係る経費については、借受者が全額負担するものとする。

(損害賠償等)

第12条 借受者は、PR車両の使用期間中、PR車両を故意又は過失により、その全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、速やかに県に報告し、県の請求によりこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、借受者は、本要領に定める事項を履行しないために県に損害を与えたときは、県の請求により、その損害を賠償しなければならない。
- 3 借受者が、その責めに帰する事由によって、PR車両の使用期間中、第三者に損害を与えた場合の賠償については、県との共催の場合を含み、全て借受者の負担とし、

当該賠償に係る協議、交渉等についても借受者の責任において行うものとする。

4 第7条の規定による貸付決定の取消しにより損害が発生した場合において、県は、その損害について責任を負わないものとする。

5 借受者は、生産物賠償責任保険やイベント保険等、活動に必要な賠償責任保険等に加入するものとする。

(貸付料の負担)

第13条 借受者は、県が申請書の内容に基づいて、別に定める積算基礎により算出した貸付料を負担することとする。ただし、県との共催により実施する場合は、この限りでない。

(貸付料の返還請求)

第14条 借受者は、貸付料を納付した後は、貸付料の返還を請求することができない。ただし、県は、借受者がその責に帰することのできない事由によりPR車両を目的の用に供することができなかつた場合であつて、その事由がやむを得ないものと認められるときは、借受者の請求により、使用できなかつた期間の貸付料を返還することができる。

(実績報告)

第15条 借受者は、PR車両の使用期間が終了した場合は、速やかにPR車両使用実績報告書(様式第3号)を提出することとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県がその都度、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年5月24日から施行する。

2 「新鮮 なっ!とくしま」号貸付要領は、この要領の施行日をもって廃止する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 県が貸付けできるPR車両及びその規格（第2条関係）

No.	1	2
名称	「新鮮なっ！とくしま」号	でり・ばりキッチン阿波ふうど号
登録番号	徳島 800 は 324	徳島 800 さ 9299
車両サイズ	全長 12m×全幅 3m×全高 3.7m	全長 6.9m×全幅 2.2m×全高 3.3m
ベース車両	日産ディーゼル 11 トン型ボディ	三菱ふそう 3 トン型ワイドボディ
エンジン	13,000cc ディーゼルターボ	3,000cc ハイブリッドディーゼルーボ
展開時面積	54 m ²	29 m ²
最小回転	10.1m	6.9m
総重量約	約 16 トン	約 6.2 トン
調理機器等	I Hコンロ 4 口（うち 2 口は実演用）、電気オーブンレンジ 1 台、電気フライヤー 1 台、電気グリラー 1 台、焼き芋機 2 台、冷凍ストッカー、冷蔵ショーケース（400L）、コールドテーブル、2 層シンク、手洗い専用シンク、客用手洗いシンク	ガスコンロ 4 口、ガススープレンジ 1 口、スチームコンベクションオーブン 1 台（ガス仕様）、炊飯器 2 台、真空包装機 1 台、冷凍冷蔵庫、三層シンク、手洗いシンク
その他機能	舞台機能、音響設備	屋外対応大型 55 インチモニター、簡易マイク機能
発電機	ディーゼル	ディーゼル
外部電源	貸付時使用不可	引き込み可能（単相 100V 3 口）
免許種類	大型自動車	準中型自動車